

野外ステージご利用の手引き

1 お申し込み前に

ご利用いただける日

夏季営業期間（4月29日～11月3日）

ご利用いただける時間

9：00～16：00

窓口取扱日および受付時間

ガラスのピラミッド開館日の9：00～17：00

受付窓口

モエレ沼公園管理事務所（ガラスのピラミッド1F）

利用料金の取扱について

区分	A 入場料の類を 徴収しない場合	B 入場料の類を徴収する場合		
		①最高額が 500円以下の場合	②最高額が500円を超え 2000円以下の時	③最高額が 2000円を超える時
野外ステージ (20,164㎡)	31,700円	31,700円	63,400円	126,800円

※利用料金は、準備・後片付けの際にも発生します。

※利用時間を超過、または繰り上げて使用する場合には1時間につき1日の使用料金の1時間あたりの使用料を2割増した額を加算します（区分ごとの1時間あたりの超過金額：A 5,434円、B-① 5,434円、B-② 10,868円、B-③ 21,737円）。なお、超過または繰り上げの最大時間は7:00-22:00とします。

注意して頂くこと

1) 禁止事項

- ・ 近隣住民に迷惑を及ぼす大音量での演奏。
- ・ 貸出場所以外の占有。
- ・ 危険、不潔な物品または動物（盲導犬を除く）を持ち込むこと。
- ・ 他人に迷惑を及ぼす行為。またはそのおそれのある行為をすること。
- ・ モエレ沼公園の管理運営上好ましくないとと思われる行為。

2) 許可が必要な事項

- ・ 火気の使用。
- ・ 寄付金品の收受。
- ・ 物品の陳列販売※。

- ・ 飲食物の販売・提供※。
- ・ 営利を目的とした撮影・録音・録画。
- ・ 野外ステージ以外の敷地をご利用の際（看板の設置、車輛使用の物品搬入出、他）には、札幌市（みどりの管理課：011-211-2536）に別途申請する必要があります。
※出店、屋台を出すなどの計画がある場合は、あらかじめ商品リスト、販売価格の一覧表を提出し、管理事務所の指示を受けること。また、販売に係る占有面積には別料金及び、販売手数料が発生します。注：フリーマーケットはできません。

3) 電気の使用について

札幌市に設置申請、車両通行許可申請等の事前手続きを行った後、発電機・電源車等の手配をしてください。

2 お申し込み方法

□お申し込み受付方法

次年度分ご利用のお申し込みは当年3月1日から先着順に受け付けます。

□お申し込みの手続き

申請書を記入の上、ガラスのピラミッド1階モエレ沼公園管理事務所にてお申し込みください。

なお、電話で仮予約をした日から1週間以内に手続きをお願いします。

1週間以内に手続きをされない場合は、仮予約を取り消します。

□利用料金

お申し込みの手続きの際にお支払いいただきます。

□使用を取りやめるとき・日時や会場を変更したいとき

ご利用日の5日前※までは、日程・会場の変更が可能です。還付申請(払い戻し申請)は、お電話でご連絡の上、管理事務所にお越し下さい。4日目以降は利用料金の払い戻しはできませんのでご注意ください。

※利用日が5月25日の場合は5月20日ご連絡分まで払い戻しいたします。

□使用の取り消し

承認された内容等を許可なく変更する、あるいは使用に関する条例・規約に反する行為をしたときは使用を停止、または使用を取り消すことがありますのでご注意ください。

□使用权の譲渡などの禁止

使用の承認を得たものが承認を受けた使用目的以外に使用すること、また、その権利を第三者に転貸および譲渡することはできません。

3 ご利用にあたって

□使用承諾書の掲示

ご利用当日は、責任者の方がガラスのピラミッド1階管理事務所か常駐の警備員に、施設使用承認書を提示してください（使用承認書は利用料金お支払い時にお渡しいたします）。

□利用者の準備

イベント開催の場合は必要な物をあらかじめ想定し、駐車場からの誘導看板・表示、仮設トイレ、バリケード、ゴミ捨て場等は、職員と相談のうえ利用者が準備してください。

□看板・表示の制限

看板・表示の大きさ、表示内容は事前に申し出てください。許可なく看板を立てることは禁止しています。また、宣伝行為となる表示はできません。

□原状回復

ご利用の後は芝生にあいた穴などを元に戻し、清掃をした後、管理事務所にご連絡ください。借主とともに、職員が原状回復しているか点検します。万一破損、滅失などをした際は、利用者の責任において現物にて弁償していただきます。また、イベントで発生したゴミは、利用者の手配で処理していただきます。

□職員の立ち入り

管理上必要がある場合、利用中に職員が立ち入ることがあります。

□車・駐車場について

- ・ 物品搬入などがある場合は、あらかじめご相談ください。なお、物品搬入に車両を使用する場合は札幌市みどりの管理課への申請が必要です。
- ・ 大幅な動員が見込まれる場合は、あらかじめご相談のうえ、開催場所以外にも交通整理員を配置するよう計画し、配置計画を管理事務所に報告してください。
- ・ P2(中央駐車場)は、夏季の9:00-17:00の時間帯は、身障者使用のための優先駐車場となります。利用はご遠慮ください。
- ・ 駐車場をイベント専用の駐車場として貸し出すことは出来ません。シャトルバスの運行などをご検討ください。なお、その際の乗降場所はP4（西側駐車場）とします。

□守っていただくこと

- ・ 都市公園法、札幌市都市公園条例等、関係法令に違反する行為及び無許可行為が認められた場合は即中止していただきます。なお、中止した場合、当公園では損害賠償等を含め、一切の責任を負いません。
- ・ 使用を承認されていない敷地や管理施設に立ち入らないこと。
- ・ 入場者の安全確保に十分配慮し、イベント保険などに加入すること。事故が起きた場合、当公園では責任を負いません。
- ・ 貴重品は各自で管理すること。万一盗難などの事故が発生しても当公園では責任を負いません。
- ・ あらかじめ開催時間が周知されているイベントの場合は、当該時間通りイベントを開始すること。
- ・ ポスター・チラシなど作成する場合は、管理事務所に見本を一部提出すること。
- ・ その他職員の指示に従うこと。

□**災害時の誘導方法など**

不時の災害に備え、責任者の方は常に所在を明らかにし、いつでも連絡がとれるようにするとともに、非常の場合の避難・誘導方法をあらかじめ確認してください。

モエレ沼公園管理事務所および札幌市と詳細な事前打ち合わせの上、イベントを行って下さい。また、大型イベント開催の際は、あらかじめ東区、地元町内会、警察、消防署、保健所、札幌市交通局、北海道中央バス、札幌ハイヤー協会等にも相談・連絡をしてください。

お申し込み・お問い合わせ先

モエレ沼公園管理事務所 [受付時間：9時～17時]

〒007-0011 札幌市東区モエレ沼公園1-1

TEL:011-790-1231 FAX:011-792-2595